

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年5月17日（令和元年（行個）諮問第14号）

答申日：令和2年4月13日（令和2年度（行個）答申第7号）

事件名：本人の労災請求に関連し、群馬労働局職員と特定事業場職員が協議を行った内容の分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私の労災請求に関連し、群馬労働局の職員と特定事業場職員が協議を行った内容のわかる記録文書などの全部開示。特に証拠資料について協議した具体的内容のわかる全文書の開示を含む。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月13日付け群馬個開第106号により群馬労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 私の労災請求事案に対しては、群馬労働局（群馬労働局長を含む。以下第2において同じ。）が主導で行ったことは間違いない。（中略）私の労災請求事案については、私の勤務先である特定事業場への過剰な配慮が確認できる為に、これを裏付ける群馬労働局と特定事業場との協議を行ったことが理解できる文書の開示を請求した。群馬労働局が主導で証拠資料等の収集を行っていないながら、協議を行っていないなどといった不開示理由には納得できません。

イ 本件開示請求により開示を請求した文書について

私がこれまでに情報開示請求によって入手した文書などを検討すれば、明らかに群馬労働局が、私の勤務先である特定事業場への過剰な配慮が散見されます。どうしてこれ程までに特定事業場に配慮しなければならなかったのか。不可解でなりません。

一般的に考えれば、都道府県労働局は、特定事業者と懇意になる為に存在している訳ではなく、厚生労働省の地方局としての立場で職務を行わなければなりません。しかも、都道府県労働局法令遵守要綱が定められており、公務員倫理の徹底と綱紀保持を指示しています。

こういった背景がありながら、群馬労働局は、特定事業場への過剰な配慮を悪びれる事なく実行しました。よって、改めて全部開示を請求します。

ウ 審査請求する理由について

(ア) 本件対象保有個人情報の不開示理由について

本件不開示決定通知書には、「労災請求に対する判断に必要な範囲で調査及び資料提出依頼等を行ったが、特定の事案に対する協議を行うことはないため、実際に保有しておらず不開示とした」とあります。この不開示理由を検証します。

① 「労災請求に対する判断に必要な範囲で調査及び資料提出依頼等を行った」との記述

a これは、いったいどういった調査なのでしょう。群馬労働局の職員が、特定事業場に対して具体的にどのような調査を行ったのかについては、明らかにしなければなりません。

私が入手した調査復命書だけでは、群馬労働局の職員が特定事業場に対して行った調査の具体的内容が全く理解できません。よって、群馬労働局長には、調査した具体的内容を明らかにして頂きます。

調査内容については、精神障害の労災認定実務要領の調査要領の方法で開示願います。

b また、具体的にどういった資料などを特定事業場に提出依頼したのでしょうか。群馬労働局の職員が特定事業場に依頼したという証拠資料などを明らかにして頂きます。私が入手した調査復命書などでは全く確認ができません。

勿論、証拠資料等の収集については、精神障害の労災認定実務要領の調査要領の方法で開示願います。

② 「特定の事案に対する協議を行うことはない」との記述

これについても、何に対して協議を行うことがないのかが全く理解できません。しかも、「特定の事案」という表現だけでは、広範囲に及びます。具体的にどういった事案に対して協議を行うことがないのか、具体的に明らかにして頂きます。その際には、精神障害の労災認定実務要領に沿った方法で開示願います。

(イ) 私が本件開示請求を行ったのは、群馬労働局による特定事業場へ

の過剰な配慮が散見される為であって、これを裏付ける証拠となる文書の開示を請求しました。

よって、言い訳とも受け取れるような不開示理由は容認できません。群馬労働局が特定事業場への過剰な配慮を否定されるのであれば、これを裏付ける文書は開示すべきです。

エ 意見

(ア) 本件不開示理由だけで判断しても、群馬労働局の職員と特定事業場職員との不適切な関係が十分に理解できます。特に『労災請求に対する判断に必要な範囲で調査及び資料提出依頼等を行った』という表現が、両者の不適切な関係を証明しています。

何故ならば、私は労災保険については不支給決定を受けました。

(中略) 不支給決定を受けた私が十分に納得できるだけの調査内容及び証拠資料等の収集の開示を請求します。(中略)

(イ) なお、私が開示を求めている「具体的調査内容が理解できる文書」及び「具体的証拠資料等」は、飽くまでも群馬労働局の職員によるものです。特定監督署の職員によるものではありません。本件開示請求書では、特定監督署の職員について一切触れていません。(中略)

オ 私は、特定監督署に対して診療情報の提供についての同意書を提出しました。よって、特定監督署が診療情報を利用することに関しては問題なしと考えています。

しかしながら、群馬労働局に対しては、一切の同意をしていません。つまり、群馬労働局(地方労災医員、労災協力医を含む)は、私の同意を得ずに診療情報を勝手に利用できないのです。

都道府県労働局の下部機関が監督署です。国民からみれば、両者は別組織です。(以下略)

(2) 意見書(略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成31年1月13日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が不開示の原処分を行ったところ、審査請求人はその取消しを求めて、平成31年2月18日付けで本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分は妥当であるとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について(略)

(2) 原処分 of 妥当性について

本件審査請求を受け、処分庁に確認したところ、「労災請求に対する判断に必要な範囲で特定事業場に対して調査及び資料提出依頼等を行ったが、特定事業場と特定の労災請求事案についての協議を行うことはない」ため、本件対象保有個人情報には実際に保有していないとのことであった。

諮問庁において、再度、処分庁に対して、本件対象保有個人情報が記載されている文書の有無を確認したところ、審査請求人が主張するような文書は存在していなかったことから、本件対象保有個人情報を保有していないとする原処分は妥当であると考えられる。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年5月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年6月3日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 令和2年3月18日 審議
- ⑤ 同年4月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人はその取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 理由説明書の記載（上記第3の3(2)）及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、諮問庁は、本件対象保有個人情報の保有の有無について、おおむね以下のとおり説明する。

ア 精神障害に関する労災請求については、業務上外の判断を行うために、労災請求人、事業場等の調査を行っている。「精神障害の労災認定実務要領」（平成27年10月 厚生労働省労働基準局補償課職業病認定対策室。以下「実務要領」という。）においても、的確な事実認定ができるよう、事業場からの資料の収集や聴取等の調査を実施するものとされているが、特段事業場と協議を行うことはされていない。

い。

イ 本件審査請求を受け、処分庁に確認したところ、「労災請求に対する判断に必要な範囲で特定事業場に対して調査及び資料提出依頼等を行ったが、特定事業場と特定の労災請求事案についての協議を行うことはない」ため、本件対象保有個人情報には実際に保有していないとのことであった。

ウ これを受け、諮問庁においても、再度、処分庁に対して本件対象保有個人情報が記載されている文書の有無を確認したところ、審査請求人が主張するような文書は存在していなかったことから、本件対象保有個人情報を保有していないとする原処分は妥当であると考えられる。

(2) 当審査会において、諮問庁から実務要領の提示を受けて確認したところ、上記(1)アの諮問庁の説明のとおり、実務要領の「II 調査要領 第2 調査の実施 1 基本的な調査事項」において、的確な事実認定ができるよう、事業場からの資料の収集や聴取等の調査を実施する旨が記載されているが、特段協議を行うことはされていないことが認められる。このため、群馬労働局において、特定の労災請求事案について特定の事業場と協議は行うことはないとし、本件対象保有個人情報を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、群馬労働局において本件対象保有個人情報を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、群馬労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子